

令和元年度第1回印西市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

- 1 開催日時 令和元年7月17日（水）
午前10時00分から午前11時35分まで
- 2 開催場所 印西市役所 本庁舎 4階 41会議室
- 3 出席委員 伊藤会長、武田委員、土肥委員、大杉委員
- 4 事務局 岡本課長、藤巻課長補佐、五十嵐係長、加瀬主任主事
- 5 実施機関 教育総務課 土屋課長、中澤係長、中村主査補
- 6 傍聴者 1名
- 7 会議次第
 - 1 開 会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議 題
 - (1) 印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び運用について（諮問）【公開】
 - (2) 平成30年度印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告）【公開】
 - 4 閉 会
- 8 議 事
 - 議題1 印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び運用について（諮問）【公開】

実施機関 <資料による説明>

会 長 まずご質問ございましたらお願いいたします。

委 員 カメラと記録媒体との関係がよく分からなかったのですけれども、カメラは校門ですとか学校施設ですね。そういった必要と認められる場所に設置というのは良いんですけれども、その映像は何らかの方法でどこかの記録している場所までケーブル等で敷設して記録す

る装置があるということですか？

実施機関 お答えいたします。これは設置してある施設のカメラの映像でございますけれども、こちらがおっしゃるとおりの防犯カメラ本体でございます。そしてデータ自体はケーブルで有線の形で飛ばしております、鍵のかかるということが条件になっておりますので、職員室にレコーダーとモニターという形でシステム自体は設置してございます。そしてこちらの中にデータが保存されているということでございます。

委 員 では、その記録媒体というのはその装置の中に入っている。

実施機関 はい、ハードディスクで。

委 員 ハードディスクが入っていて、それを取り出すということは特に無いということ。

実施機関 はい、そうです。

委 員 分かりました。

委 員 校長室ではなくて職員室ですか。職員室は結構自由に出入りできますよね。あえて職員室にする理由は何ですか。

実施機関 職員室に指定をしている訳ではございません。あくまで鍵がかかる部屋と不特定多数の人が自由に出入りできない部屋であれば、もちろん校長先生、教頭先生のご判断で校長室が妥当であるという判断をなさった場合は校長室でも設置することはやぶさかではございません。

委 員 では、職員室と決めた訳ではないのですか。

実施機関 はい。今は職員室に設置されているということでございます。

学校との協議の中で職員室に設置するということになったという訳でございます。

委 員 管理責任者がそこを指定したのですか。

実施機関 はい、左様でございます。

委 員 形式的な誤記の確認ですが、第6条第4項の最後に免失つてあるのですけれども、滅失ではないですか。第11条第3項のところで、養育長の許可を受けるとなっているんですが、教育長ですよ。

実施機関 大変失礼いたしました。申し訳ございません。

会 長 まずこの防犯カメラなんですけれども、各校に何台どこに設置するという話になっているのですか。

実施機関 はい、ただいま事業上の計画といたしましては、各校3台ずつとなっております。それで設置する場所につきましては、基本的には正門、通用門、駐車場入り口という外部から学校敷地内に入りやすいところを中心に学校と協議をして定めております。

会 長 撮影範囲はどうなっていますか。

実施機関 撮影範囲につきましても拡大縮小、首の振り、設置の方向などを学校と協議をしたうえで定めております。

- 会 長 基本的に、校外側を向いて設置するのか、それとも校内側を向いて設置するのかという話なのですが。
- 実施機関 基本的には学校の敷地の中の者、あとは門自体を中心に設置するようにしておりまして、校内に向けて学校の敷地内を撮影するというところでございます。
- 会 長 小中学校の門は、我々が小中学生の時は当たり前のように開いていたのですが、今は普通は閉めているのですよね。
- 実施機関 はい。通常は閉めています。
- 会 長 登下校の時だけ開いていて、その時には学校の先生などが立っていたりする状態という理解でいいですか。
- 実施機関 先生が必ず門に立っているということではございませんけれども、基本的には登校、下校の時だけはオープンにして、あとは鍵まではしませんが閉めているという状況です。門を開けてあるときは、基本先生がおります。
- 会 長 それは何かルール付けをしているのですか。
- 実施機関 学校ごとの登下校の指導ということで、学校ごとで決めているものです。
- 会 長 防犯目的ということですよ。入った入らないの管理はカメラでできると思うのですが、それで犯罪行為の立証ができるかと言ったら無理なんですよ。それはそれでいいと。
- 実施機関 抑止的なものが最大の目的ということはあるかもしれませんが、完璧に全部をカメラでできるかと言ったら、3台では難しい部分がでてくるとは思います。
- 会 長 要綱の目的利用という第10条のところですが、目的利用とはなんですか。次の第11条に利用と提供というのがあるので、これは第10条の利用と第11条の利用は違うのですか。更に第11条第2項に利用の申出というのがありますが、これは提供の申出とは別にあるというのが前提になるのですか。同条第三項は、今度は提供できるものとするを書いてあるのですが、これは利用の申出の中に提供というものが入っているのですか。このあたりの要綱の整理はどうなっているのですか。
- 実施機関 第10条はどのような場合に映像を利用することができるかを示したもので、第11条の目的外利用と対になるように表現しております。
- 会 長 文言としてはあまり使わない文言ですね。
- 実施機関 我々の目的とはまた別の目的によっての利用ですので、目的外利用と表現しております。
- 委 員 個人情報保護条例の第9条に定めた利用と提供ということですか。
- 実施機関 はいそうです。個人情報取扱事務の目的以外の目的ということをこの要綱では目的外利用という言葉で表しています。

会 長 運用上というか、仕組みの整理としては、要綱の第 9 条第 2 号が次条に規定するに要綱の目的内利用です。第 11 条に規定する利用または提供が目的外利用と第三者提供ですという説明になるのではないですか。

実施機関 はいそのとおりです。

会 長 そのような区分ができてますか。

実施機関 今現在の案ではその意図で作成しました。

会 長 意図は分かります。あとはそれが文言として表現されているかどうかなんです。

実施機関 ご指摘のとおりです。

会 長 意図はとりあえず理解しました。次にこの防犯カメラによって得た情報の管理責任者というのが第 6 条第 2 項で学校の施設を所管する課の長ということになっていますが、これは教育総務課長ということでもいいんですか。

実施機関 はい。

会 長 教育総務課長お一人ですか。

実施機関 一人です。

会 長 第 11 条第 3 項で「前項の申請の・・・」、これが「利用または提供の申出」ということに、おそらくかけられると思いますが、その時にとりあえず申請を受ける主体、決定の主体としては管理責任者が行う。その場合に決裁権者として教育長がいて、教育長の許可を受ける、そういう話なんですか。決裁権者はどちらですか。

会 長 教育委員会宛てだから教育長になるのではないですか。

実施機関 はい、教育長です。

会 長 でも、第 11 条第 3 項だと主語が管理責任者になっていますが。この要綱制定の趣旨としては、許可権者は教育長ということでしょうか。

実施機関 許可権者は教育長です。

会 長 そもその話なんですが、利用申請書がありまして、それと映像取扱記録簿が様式として定められています。個人情報保護条例施行規則に開示請求書がありますよね。

実施機関 はい。

会 長 この場合、利用申請書を提出するのですか。

実施機関 扱いとしては、条例自体では取り扱うものは同じなので基本的には開示請求書は提出していただくことになります。

会 長 両方を提出するのですか。

実施機関 同じ内容なので、この要綱に定めたもので代えられるかと考えております。確認事項については、条例の求める書類と同等なものを請求します。請求者本人の確認方法については条例に規定されている書類の提出を求めて確認はします。

会 長 文言上はそうっていないです。それは要するに要綱と条例の関係が全体としてどう辻褃が合うのかというのが実はあまりよく見えません。個人情報保護条例などの規定に関わらず、そうだという要綱の書き方にするかどうか。要は条例を要綱で書き換えることになるかもしれないということです。

実施機関 もちろん、条例の方を優先させていただきますので、要綱の様式については、もう一度見直しさせていただきます。

会 長 いいですか。でもこの要綱の様式の方が防犯カメラに特化していて使い易いのではないですか。

実施機関 はい。そうとは考えております。

会 長 そこが悩ましいところで、だから悩んでおられるんだと思います。私も悩ましいんですけども、そこはやはり規定上整理しておかないと後で使う人が困ってしまう。

実施機関 一つ案としては、両方を提出していただくというのものもあるのかもしれない。

会 長 そのへんの整合性を確保していただく必要があると思います。そのほかに様式の2ですが、検索指示年月日はありますけれども、操作した日がないのはなぜですか。

実施機関 検索映像日時で検索の行為を行った日。いえ失礼しました。行った日は、ございません。

会 長 この表記は紛らわしいので外した方がいいでしょうね。私も最初はそうかなと思ったのですが。

実施機関 これは中身を見たものの映像情報の日時を記したものです。検索を行った日に当たるものです。

会 長 私からの質問事項は大体なんですけれども。追加でご質問のある方、承りますが。

委 員 第8条第2号で保存期間は2週間を限度とするとしていますが、この2週間という根拠は何かあるのですか。

実施機関 防犯カメラを設置する際、印西警察と協議をしてございまして、警察からの指導が2週間を目途にデータを保存できることが望ましいということでありましたのでこのような形にしております。

会 長 警察としては2週間以上にしてほしいという話じゃないのですか。

実施機関 はいそうです。2週間は保存できるようにというご指導でございました。

委 員 2週間を限度というのは、この情報の保存期間の上限な訳ですよ。

実施機関 はい。

会 長 ですので警察が言いたいことと、こちらが言いたいこととは実際合っていないですね。2週間というピンポイントが合っているだけで。

実施機関 システムの問題もございまして、ハードディスクの上限が2テララとなっていて、どうしても鮮明なものを24時間撮り続けるとデータが増えてしまい、そして解像度を下げれば長いこと保存できるという状況の中で、ある程度拡大しても人が認識できるデータと印西警察の指導との兼ね合いが取れるのが概ね2週間くらいというところだったものです。延ばそうと思えば確かに延ばせるのですが、その分解像度が悪くなってしまうというものもございましたので、2週間は確保できるようにということでこのような形を取らせていただいております。

会 長 2週間が1日でも、あるいは1秒でも超えたらそれ自体職務命令違反という形になってしまう。だからそれを絶対に超えないということでもいいんですか。

実施機関 最低2週間を確保するということなんじゃないかな。

会 長 上限以上だったら変わらなくなってしまうんで、1年でも2年でも保存してよいという話になってしまう。

実施機関 概ね2週間とか、2週間とするとかですかね。

会 長 それを前提に諮るということでもいいですね。常識一般側からのご提案として、どうすれば個人情報保護をきちんとできるかということの検討の結果を答申いたします。

実施機関 表現として、原則とか基本とかという形で可能なんじゃないかな。例えば原則2週間とするというような形です。

委 員 そもそも2週間となっていますが、例外的に不法行為または不法行為であるおそれがある行為が記録されている場合は延ばせると書いてありますよね。

実施機関 はい。

委 員 原則例外の規定になってるということではないですか。

会 長 それ自体がね。だから、きっちり2週間ということができない訳ですよ。そもそもの体制の問題になる訳ですよ。

実施機関 そうですね。

会 長 この規定であれば2週間を一秒でも超えれば、不法行為や何か認定されない限りは職命違反になりますということですよ。要綱も皆さんにとっては命令ですからね。

実施機関 2週間というのが原則ということです。システム上の実務的な都合もありますから、必ず2週間で1秒も超えないのかというのは難しいと思いますので、あくまで原則が2週間だという形の表現に変えさせていただきます。

会 長 はい、よろしいでしょうか。

委 員 第8条第1号ですけども、管理責任者または操作担当者という表現をあえて使われているのは何か理由があるのですか。

実施機関 特にございませんで、管理責任者等に修正します。

- 会長 質問は以上として、これから皆さんにご意見を承りたいと思います。まず第2条の目的から先程のように門から原則として校内に向けて、カメラ3台を設置し、概ね2週間程度の映像を記録し、目的内利用と目的外利用と提供という仕組みが公益上必要性があるかどうか、あるいは条例の許容できる範囲で運用し、要綱そのものを制定しないという、大枠の議論としてご意見はいかがですか。
- 委員 カメラを設置すること自体は、公益性はあるということではないかと思います。
- 会長 色々な事情があるというところが実情でしょうから、そこは皆さんよろしいですか。そうすると、次に要綱が要るのかどうかということなんですが、個人情報保護条例でカバーしきれのではないかという話があると思うのですが、その部分に関して要綱があった方がいいかどうか。施行規則だと細かいところまで行き届いていないので、現場における管理運用をするために要綱があった方がいいという意見が一つ。逆に施行規則や手引きがあるじゃないかという考え方もあります。これに関してはいかがですか。
- 委員 私はやっぱり要綱があった方がいいと思います。
- 委員 私は防犯カメラに関しては、学校の責任者や担当者の方としては、施行規則や手引きを理解するよりは、これに特化した要綱があった方が管理運用をし易いと思います。
- 委員 私も同様の意見です。
- 会長 すでにこの時点で多数決により、要綱はあった方がいいということになりましたので、そうすると設置の目的と要綱の制定に関しては相当の理由、あるいは公益上必要性があるというのが審査会の意見になります。問題は中身です。中身に関しては色々と質問させていただいている部分があって、それについてのご意見をお願いします。こういうときに実は検討資料などがあると大変ありがたいです。要綱を定めるとしても仕組みをもう少しきちんと考えた方が良いのではないかと思います。形式的なものに関しては、何点か誤記あるいは文言等の指摘がありますけれども。利用という部分に関しては、また別の次元の話になるので、形式的なものについては修正していただくという前提でいいと思います。それ以外は、まず組織体制ですけれども、目的外利用及び外部提供の許可権者を教育長とする。そこはそれでいいか。防犯カメラの操作等に関わる者としては管理責任者、操作担当者がいます。管理責任者は学校の施設を所管する課の長、すなわち教育総務課長ということになります。操作担当者は校長先生と教頭先生、教育総務課教育施設係の職員、これは何人くらいですか。
- 実施機関 今現在6人です。
- 会長 この人たちが操作担当者になりますが、各学校にはある意味管理

権限みたいな操作権限がなくて、すべて本庁の教育総務課の方で一元的に管理するということですね。

実施機関 学校の校長と教頭にも操作担当者としてお願いしてあります。
会 長 それは担当者なのであって、指示に基づいて動くだけであって、自分達で判断はできない訳ですよ。

実施機関 そういうことです。
会 長 校長先生たちが自己判断で防犯カメラで遡って見てはいけないということですよ。

実施機関 検索などの操作はできないということです。
会 長 ただ即時性という意味においては若干難があるけれども、責任を明確にするという実施機関の取扱いの運用の統一性を確保するという意味においてはその問題ない。そのあたりに関してはいかがでしょうか。学校の体制としてはいかがですか。

委 員 第12条の操作担当者ですが、管理責任者の指示に基づかないでということは教育長の指示に基づかないで映像を検索することはできないということですか。

会 長 そうです。

委 員 ただし、犯罪防止等の事由により急を要する場合にはこの限りではないというのは、犯罪防止等の事由により急を要する場合は操作担当者が教育長の指示を受けないで検索してもよいということですか。

会 長 そうなるのでしょうか。犯罪防止等の事由と急を要するという二つの条件を満たせば、操作担当者が自己の判断で検索ができるということですね。複製は必ず教育長の判断が付きますね。手元操作をして犯罪防止のために防犯カメラを検索することはあるのですか。

実施機関 事後の対応として、その後周辺の学校に新たな被害が及ばないように情報の共有という意味では、例えば、どういう特徴の不審者が今現在入っているとか、今学校から出て行き、近隣には居るという情報については、必要になってくるので、想定はされます。

会 長 そのキャプチャー画面をメールで回すんですか。

実施機関 その時には電子データのやり取りはできませんので、電話対応となります。特徴をお伝えするとか、今そういう人が付近にいるかも知れないということを各学校に周知することが一つの対策としてはあります。

委 員 分かりました。

会 長 操作担当者は、例えば警察が来て防犯カメラを見せてほしいと言われた場合はどうするのですか。

実施機関 今現在では、様式1の書面の提出を受けてから確認をします。

会 長 教育長の許可を取るのですか。

実施機関 そうです。

会長 管理責任者ではない教育長にですか。
 委員 教育委員会宛てで、許可権者は教育長ということですか。
 実施機関 はい。
 会長 自律的に動く場合と、他律的に動かされる場合との指示、操作担当者によって指示権者が違うので、混乱しなければいいですが。あと職員室にモニターとレコーダーを置いておく体制はどうなんですか。だからこれを職員などが普通に見るということですか。
 実施機関 リアルタイムのモニターだけは、先生方、用務員などの学校の職員に関しては見ることは可能です。
 会長 それは画面3分割ってことですね。
 実施機関 3です。システムとしては4チャンネルございます。
 会長 そういうことですね。
 実施機関 先程申し上げましたとおり3台接続してございますので、通常はこういう形でモニターは映っております。
 委員 職員室は、生徒や部外者が出入りします。だから思ったのは校長室など確認しないと入れない状況の方が安心なのではないかと思えます。
 会長 職員室に置いても意味がないのではないですか。校長室に置いておけば良いのではないですか。操作担当者だって校長先生と教頭先生ですね。
 委員 防犯カメラを使用するニーズというか、どこにあるのかということころだと思うのですが、事後的に防犯カメラについての検証をして、犯人検挙とかに使うなら校長室などでもいいと思うし、リアルタイムの状況チェックを誰かがして、まさに今不審者が来たとかを見て犯罪抑止に繋げるのであれば、誰かが見られる場所にあった方がいいと思います。
 実施機関 今現在職員室に設置ということは、学校側との協議でそのような形にしています。配置するに当たっても職員室の出入り口の方にモニターが向かないようにということは、一応配慮はさせていただいております。しかし、ニーズを考えれば校長室でも可能ではないかというご意見、確かにそのとおりだと思いますが、配置は学校側の運用上の話や判断もございまして、今現在は鍵のかかる職員室、校長室という形でどちらかを学校側と話をして決めたいというところがございますので、今現在は職員室でも校長室でも可能だろうと考えております。取扱者である教頭先生は比較的長い時間職員室にいますので、教頭先生のそばに置いているというのが今の現状であり、これからの考え方でございます。
 会長 先程委員が質問をしたのは、防犯カメラのモニターあるいは防犯カメラそのものを置く目的というのが、常時監視することにあるのか、要するにずっと定期的にチェックするというためにモニターが

置いてあるのか、それとも、何か事が起こった時にあとから検索をしていくという作業がメインになるのか、あるいはその両方なのか。その割合、程度によって設置する場所というのが、ある程度開けた場所であっていいという考え方にもなるし、そうではなくて、なるべく皆から見えないような場所でチェックするだけだったらそれでいい訳です。そのあたりはどういう目的、あるいはニーズをもって設置しようとしているのですかという質問なんです。なので現実の運用あるいは校長室、教頭室のどちらに置くのかという実態の問題ではなく、そもそもの目的の質問をさせていただいております。

実施機関 はい。目的としましては、やはり常時見ているものではなく何かあった時に検索できるデータを保管する、それから防犯カメラ自体を犯罪の抑止ということを申し上げましたので、常時監視するためのものではございません。

会 長 そうであるとすれば、あえて公開性の高い職員室に置く必要はあるのかということになります。あるいはモニターを常時ONにしておく必要はあるのかということになります。

実施機関 実際、目的は申し上げましたとおりでございますけれども、職員室には職員や用務員等がおりまして、その人達はいの間ずっと見ているのかと言え、それも違うものでございます。できることであれば、映してあるべく職員の方を向けておくという条件はあるでしょうけれども、映しておいて不審者が入ってきた時に偶然かもしれないませんが、気付いていち早く学校の中に周知できるかもしれません。そういう可能性をすべて消してしまうのかということもあり、できることであれば、ある程度職員が視界に入るところに置きたいというのは実情でございます。校長室となりますと、校長がおりませんと一切モニターを消した状態でただ撮っているだけということになるので、少しでも安全性が確保できるのであればというように考えております。

会 長 そうなると、もう一つ問題になってくるのが、記録装置そのものから無断複製されるおそれがある、また無断で閲覧されるおそれがあります。そういったところの安全管理措置というものがとられているのかどうか。

実施機関 今現在、管理責任者の権限のみで初めて複製ができるので、今現在学校に置いてある機能については操作担当者である校長または教頭が過去のデータの再生、閲覧のみの権限を与えているので、今現在のハードに対してデータの削除とか複製については、できないような状態にはしております。権限者ごとにパスワードによってできること、できないことの全部を設定可能なシステムを想定しておりますので、校長、教頭だけにパスワードを設定するので一般の職員に関しては何もできません、できるのはリアルタイムなものを見る

だけです。教育総務課職員は、作業としては、複製はできる。我々はパスワードを知っていれば、その権限によりできることの幅が広がってという形でパスワードをすべて管理しますので、学校側だけでは何も基本的には複製とデータの持出しはできません。

委員 悪意を持った人がやろうとしてできない状況にあるということですか。

実施機関 そのとおりです。

委員 要はパスワード等が分からない限り操作はできない。

実施機関 できないと思います。

会長 ハードディスクとカメラがありますよね。この二つがLANケーブルで繋がっているということですよ。操作するためのコンピュータはどこにあるのですか。そのモニターはシステムの中ですか。

実施機関 そのモニターはシステムの中に一体的になってます。

会長 これ自体はスタンドアローンなんですよ。要するにカメラとハードディスク、ハードディスクとモニター兼パソコン、モニター付きパソコンなんですよ。

実施機関 ハードディスク、保存記録媒体も機械の中にあり、かつこれにパソコンと同じ機能があります。

会長 操作はどこでしますか。

実施機関 操作はここから出力された画像情報でマウスを使って行います。

会長 そこはマウスポートが付いているのですか。

実施機関 マウスポートは付いております。

会長 それ以上に外とのネットワークに繋がっているということはないのですか。

実施機関 それはないです。これが繋がっているのはケーブルで、有線で防犯カメラとのみ繋がっております。ネットワークになっていると、ネットワーク管理が出てくるので、そこからまた外部からのアクセスのおそれがありますので、あくまで有線で管理しています。

委員 システムとしては、スタンドアローンで外部からのアクセスはないということなんですね。

会長 ただ、盗難などの安全管理に関しての措置は何らか考えておかないとならない。

委員 キーロックとかは。

実施機関 庁舎内のパソコンと同じように、ワイヤーで固定されています。

会長 物理的な盗難防止の措置がとられているということですか。

実施機関 はい。

会長 あとは、利用に関する規定の整備に関しては行っていただくということでもいいですか。例えば第12条のただし書の部分に関しては、分かり易い表現にしてもらうようにお願いします。

委員 第15条で「この要綱に定めるもののほか、必要な事項について

は、別に定める。」となっていますが、この必要な事項というのはどのようなものでしょうか。

実施機関 資料2を想定しております。

会 長 この要綱の制定主体は教育委員会ですか。

実施機関 はい。そうなります。

会 長 別に定める主体も教育委員会ですか。

実施機関 はい。

会 長 「必要な事項については、教育委員会が別に定める。」にした方がいいと思います。

委 員 資料2の取扱いの制限のところで校長、教頭と書いてありますけれども、小学校では副校長とか副教頭はいらっしゃらないのですか。

実施機関 おりません。

委 員 ただ、教頭が2人いる学校もあります。

実施機関 それはございます。小倉台小学校など人数の多いところでは。

会 長 では審査会としては、防犯カメラの設置の必要性はあるが、条例、規則とこの要綱との整合性を確保する内容とするというような意見になると思います。よろしいですか。

委 員 いいと思います。

会 長 今議論させていただいた内容で答申をするか、あるいは、もう一度修正を加えていただいたものに対して答申をするか、いかがでしょうか。

事務局 今日のご意見を反映させて、改めて要綱案を審査会にお示しする形で継続審議をしていただくことでよろしいでしょうか。

会 長 我々もある程度、成案に近いものが見られることとなります。委員の皆さんはいかがですか。

委 員 (異議なし)

会 長 では、本件は継続審議ということにさせていただきます。

そのほか、本件に関してご意見等ございますか。

各 委 員 意見なし。

会 長 ではこの議題に関しては終了いたします。

●議題2 平成30年度印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告）

事務局 <資料による説明>

会 長 只今のご説明に関しましてご意見ご質問等ございましたらお願いします。情報公開請求の方で人数に比べて件数が非常に多いですが、これは金入設計書を特定の者が請求しているのですか。

事務局 金入設計書という性質上、一の事業者が複数の金入設計書の開示を求めることが多いものです。

会長 他にご意見・ご質問はありますか

各委員 (意見・質問なし)

会長 では、議題３について、終了します。

すべての議事が終了しましたので、これで審査会を閉会します。

(その後、議題１が継続審議となったため、次回の日程調整を行った。)

【当日使用した資料】

１．印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び運用について（諮問）

(１) 資料１ 諮問書

(２) 参考資料 資料１ 印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び管理運用要綱（案）

資料２ 防犯カメラの運用マニュアル

２．平成３０年度印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告）

(１) 資料２ 平成３０年度印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

この会議録は、印西市情報公開・個人情報保護審査会委員全員の個別の承認を得たものである。

令和元年８月２９日

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会長 伊 藤 義 文